

特定施設番号	特定施設の種類
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(47. 10. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸りゆう施設
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

特定施設番号	特定施設の種類
12	動植物油脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業 の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業 の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業 の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1施行) イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1施行) イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設(49. 12. 1施行)
20	洗毛業の用に供する施設 であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業 の用に供する湿式バーカー(57. 1. 1施行)
21の3	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設(57. 1. 1施行)
21の4	パーティクルボード製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1施行) イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設

特定施設番号	特定施設の種類
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	<p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設

特定施設番号	特定施設の種類
29	<p>コーラタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

特定施設番号	特定施設の種類
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗淨施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗淨施設
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗淨施設 ロ 抽出施設
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗淨施設

特定施設番号	特定施設の種類
47	医薬品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業 の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業 の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する 試薬の製造業 の用に供する試薬製造施設 水質 汚濁 防止法 施行 令 第 2 条 に 掲 げ る 物 質 1 カドミウム及びその化合物 2 シアン化合物 3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。) 4 鉛及びその化合物 5 六価クロム化合物 6 砒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 1,2-ジクロロエタン 14 1,1-ジクロロエチレン 15 シス-1,2-ジクロロエチレン 16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン 18 1,3-ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふっ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 ホ 潤滑油洗淨施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業 の用に供する直接加流施設(57. 1. 1施行)
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業 の用に供するラテックス成形型洗淨施設(57. 1. 1施行)

特定施設番号	特定施設の種類
52	皮革製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業 の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業 の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業 の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。) の 精製業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業 の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業 又は 機械器具製造業(武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設(57. 1. 1施行)
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設(H13. 7. 1施行)
64	ガス供給業 又は コークス製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

特定施設番号	特定施設の種類
64の2	<p>水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(51. 6. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	<p>旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの(49. 12. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設 <p style="margin-left: 20px;">(※下水道法施行令第9条の2で、旅館・ホテルは、下水道法に該当する場合は、温泉を使用する場合のみ特定施設に該当。なお、ちゅう房施設が420平方メートル以上の場合は、第66の5号に該当。)</p>
66の3	共同調理場 (学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1施行)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業 の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1施行)
66の5	飲食店 (次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1施行)
66の6	そば店、うどん店、すし店 のほか、 喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1施行)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ その他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1施行)
67	洗たく業 の用に供する洗浄施設
68	写真現像業 の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	<p>病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの(54. 5. 10施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業 の用に供する解体施設
69の2	<p>中央卸売市場(卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)(51. 6. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	<p>地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るもの)に限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(57. 7. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設 (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業 (道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(57. 1. 1施行)
71	自動式車両洗浄施設

特定施設番号	特定施設の種類
71の2	<p>科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(49. 12. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 <p>※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	<p>一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの(※)をいう。)である焼却施設(54. 5. 10施行)</p> <p>※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)のごみ処理施設とする。</p>

特定施設番号	特定施設の種類
71の4	<p>産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(※1)であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの(57. 1. 1施行)</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※2)(10. 6. 17施行)</p> <p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)</p> <p>1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの。</p> <p>2号 汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が10m³(天日乾燥施設にあつては、100m³)を超えるもの</p> <p>3号 汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m²以上のもの</p> <p>4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>5号 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m²以上のもの</p> <p>6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの</p> <p>7号 廃プラスチック類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの</p> <p>8号 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの</p> <p>ロ 火格子面積が2m²以上のもの</p> <p>8の2 第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの</p> <p>9号 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設</p> <p>10号 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</p> <p>11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>11の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設</p> <p>※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)は次のとおりとする。</p> <p>12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設</p> <p>12の2 廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分解施設</p> <p>13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p> <p>13の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの</p> <p>ロ 火格子面積が2m²以上のもの</p> <p>14号 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所</p> <p>ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。)</p> <p>ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)</p>

特定施設番号	特定施設の種類
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(3. 10. 1施行)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設(前各号に該当するものを除く。)(3. 10. 1施行)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)
指定地域特定施設(施行令第3条の2)	<p>政令で指定された地域(※)において、特定施設となる施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽(3. 4. 1施行) <p>※島しょ及び町田市の一部(境川流域)を除く東京都全域が指定地域になっています。</p>

水質汚濁防止法特定施設一覧表中の定義について

50 「試薬の製造業」の用に供する試薬製造施設

水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質

1	カドミウム及びその化合物	7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	14	1,1-ジクロロエチレン	21	チオベンカルブ
2	シアン化合物	8	PCB	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	22	ベンゼン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、EPNに限る)	9	トリクロロエチレン	16	1,1,1-トリクロロエタン	23	セレン及びその化合物
4	鉛及びその化合物	10	テトラクロロエチレン	17	1,1,2-トリクロロエタン	24	ほう素及びその化合物
5	六価クロム化合物	11	ジクロロメタン	18	1,3-ジクロロプロペン	25	ふっ素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	12	四塩化炭素	19	チウラム	26	アンモニアアンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
		13	1,2-ジクロロエタン	20	シマジン		

64の2 「水道施設」の定義(水道法第3条第8項に規定するもの)

「水道施設」とは水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

「工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第2条第6項に規定するもの)

工業用水道事業者の工業用水道(導管により工業の用に供する水(水力発電用水、飲用水は除く。))を供給する施設で、その供給する者の管理に属する総体)に属する施設

「自家用工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第21条第1項に規定するもの)

工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であって、政令^{*1}で定めるもの

*1 1日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法第3条第1項の許可を受けた井戸から供給される水の量を除く。)が5000m³以上のもの

66の2 「旅館業」の定義(旅館業法第2条第1項に規定するもの)

ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業及び下宿営業をいう。

66-2の施設のうち次に掲げる施設以外は下水の排除の制限等の規定が適用されません。(下水道法施行令第9条の2による)

※下水道法施行令第9条の2で、旅館・ホテルは、下水道法に該当する場合は、温泉を有する場合のみ特定施設に該当。

66-2の(ハ)入浴施設のうち温泉法第2条第1項^{*1}に規定する温泉を利用するもの

*1 温泉法第2条第1項:この法律で「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスをのぞく。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。(別表省略)

66の3 「共同調理場」の定義(学校給食法第5条の2第1項に規定する施設)

義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設

66の4 弁当製造業 (360m²以上)

弁当製造し、卸売りする事業所

卸売りとは、卸売業者又は小売業者に販売することであるが、同一企業に属する他の事業場(同一企業の他の工場、販売所等)に製品を引き渡すことも含む。

弁当仕出屋 (360m²以上)

弁当を調理し、販売又は需要者のところへ持ち込む事業所

具体例: サンドイッチ製造、調理パン製造、ライスセンター弁当小売(店頭販売)、料理品小売業の給食センター

66の5 飲食店 (420m²以上) (66-6、66-7を除く)

一般食堂: 主として主食をその場所で飲食させる事業所

具体例: 大衆食堂、お好み食堂

日本料理店: 主として、特定の日本料理をその場所で飲食させる事業所

具体例: てんぷら料理店、鰻料理店、鳥料理店、かに料理店、釜めし屋、とんかつ料理店、郷土料理店

西洋料理店: 主として、西洋料理をその場所で飲食させる事業所

具体例: レストラン、グリル、フランス料理店、イタリア料理店、ロシア料理店

中華料理店その他の東洋料理店: 主として、中華料理その他の東洋料理をその場所で飲食させる事業所

具体例: 上海料理店、北京東料理店、中華そば店、ぎょうさ店、朝鮮料理店、インド料理店、台湾料理店

水質汚濁防止法特定施設一覧表中の定義について

66の6 そば店（630㎡以上）

主として、そばをその場所で飲食させる事業所 具体例：そば店

うどん店（630㎡以上）

主として、うどんをその場所で飲食させる事業所 具体例：うどん店

すし店（630㎡以上）

主として、すしをその場所で飲食させる事業所 具体例：寿司屋

喫茶店（630㎡以上）

主として、コーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場で飲食させる事業所

具体例：音楽喫茶、フルーツパーラー、スナック(喫茶が主)

通常、主食と認められない食事を提供する飲食店（630㎡以上）

主として、大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所

大衆的設備を設け、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所

具体例：ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、お好み屋、ドライブイン(飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの)、大衆酒場、焼鳥屋、おでん屋、ビヤホール、もつ屋

66の7 料亭（1,500㎡以上）

客室等に和風の設備を設け、主として日本料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所

具体例：割ぼう店、待合

バー、キャバレー、ナイトクラブ（1,500㎡以上）

客室等に洋風の設備を設け、主として洋酒及び料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所

具体例：スナックバー

設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせる飲食店（1,500㎡以上）

主として、その場所で遊興飲食させる事業所

具体例：ディスコ

68の2 「病院」の定義(医療法第1条の5第1項に規定するもの)

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの

69の2 「中央卸売市場」の定義(卸売市場法第2条第3項に規定するもの)

生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的な拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第8条の規定により農林水産大臣の許可を受けて開設される卸売市場をいう。

69の3 「地方卸売市場」の定義(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く))

中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令^{*1}で定める規模以上のものをいう。

*1 卸売市場法施行令第2条：法第2条第4項で定める規模は、その卸売市場の取扱品目が次の各号に掲げる品目のいずれかに該当する場合において、その該当する品目のいずれかひとつにつき、それぞれ当該各号に掲げる卸売場の面積とする。

1 青果物(野菜及び果実をいう。)その卸売場の面積330㎡

2 水産物その卸売場の面積200㎡(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330㎡)

3 肉類その卸売場の面積150㎡

4 花きその卸売場の面積200㎡

70 廃油処理施設の定義(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するもの)

廃油の処理(廃油が生じた船舶内でする処理を除く。)の用に供する設備の総体をいう。

70の2 「自動車分解整備事業」の定義(道路運送車両法第77条に規定するもの)

自動車(検査対象外軽自動車及び小型特碎自動車を除く。)の分解整備を行う事業をいう。

水質汚濁防止法特定施設一覧表中の定義について

71の3「一般廃棄物処理施設」の定義(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの)

ごみ処理施設で政令*¹で定めるもの、し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令*²で定めるもの。

*1 同法施行令第5条第1項:1日あたりの処理能力が5^ト以上(焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2[㎡]以上)

*2 同法施行令第5条第2項:一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所

71の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

- 1 汚泥の脱水施設であって、1日あたりの処理能力が10m³を超えるもの
- 2 省略
- 3 汚泥(PCB処理物を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日あたりの処理能力が5[㎡]を超えるもの
 - ロ 1時間あたりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2[㎡]以上のもの
- 4 廃油の池水分離施設であって、1日あたりの処理能力が10[㎡]を超えるもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
- 5 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
 - イ 1日あたりの処理能力が1[㎡]を超えるもの
 - ロ 1時間あたりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2[㎡]以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日あたりの処理能力が50[㎡]を超えるもの
- 7 省略
- 8 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日あたりの処理能力が100kgを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2[㎡]以上のもの
- 9 省略
- 10 省略
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
- 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
- 13の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であって次のいずれかに該当するもの
 - イ 1時間あたりの処理能力が200kg以上のもの
 - ロ 火格子面積が2[㎡]以上のもの
- 14 省略

産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項*¹に規定する産業廃棄物の処理を業として行う者(同法第14条第4項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項

この法律において「産業廃棄物」とは次に掲げる廃棄物をいう。

1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

2 輸入された廃棄物

特定施設番号	特定施設の種類
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設

特定施設番号	特定施設の種類
15	別表第1第5号に掲げる 廃棄物焼却炉 ^{*1} から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該 廃棄物焼却炉 において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの。 (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号 ^{*2} に掲げる施設
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の 破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設 (第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の 処理施設 (前号に掲げるものを除く。)

*1 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの

*2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号

第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設